

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億四十一万円、資本準備金の額を八億四十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.mtco.jp/koukoku>

令和八年八月三日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社エムティーアイ・ヘルスケア・ホールディングス

代表取締役 宮本 大樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十一億八千九百九十二万四千四百円減少し、五千円とし、資本準備金の額を五十二億二千九百九十二万四千四百円減少し、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十七日にされております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年八月三日

東京都渋谷区桜丘町二二番一四号

株式会社コンヴァノ

代表取締役 上四元 絢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千万円、資本準備金の額を八十七億三千五百八十七万三千円減少し、それぞれ九千四百二十五万八千二百七十円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年五月二十七日

掲載頁 一〇四頁（号外第一一七号）

令和八年八月三日

川崎市幸区堀川町六六番地二

イノラックスジャパン株式会社

代表取締役 楊 弘文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十億円、資本準備金の額を七十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年六月三十日

掲載頁 二十六頁

令和八年八月三日

京都府長岡京市神足焼町一番地

ヌヴォンテクノロジージャパン株式会社

代表取締役 小山 一弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三日

北海道室蘭市絵鞆町四丁目地先

株式会社エンルムマリナーナ室蘭

代表取締役 奈良 信一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三日

茨城県日立市幸町二丁目一番五〇号

日立地区通運株式会社

代表取締役 小林 英文

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三日

東京都台東区下谷一丁目六番五号

黒崎建設株式会社

代表取締役 黒崎 伸介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月三日

大阪府西区土佐堀三丁目一番七号

ニッタイ株式会社

代表取締役 中川 善雄

限定承認公告

本籍東京都葛飾区東立石四丁目八四四番地、最後の住所東京都葛飾区東立石四丁目二番九号
右被相続人は令和八年四月十七日死亡し、その相続人は令和八年七月二十一日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

東京都葛飾区東立石四丁目二番九号

限定承認者 鈴木 法男

本籍東京都港区元麻布三丁目一番、最後の住所東京都目黒区東山二丁目六番五号

ホー マット オーキッド二〇一

被相続人 亡 高橋彌次右衛門

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十三日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

東京都目黒区東山二丁目六番五号

ホー マット オーキッド二〇一

被相続人 亡 高橋彌次右衛門

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十三日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

東京都目黒区東山二丁目六番五号

ホー マット オーキッド二〇一

被相続人 亡 高橋彌次右衛門

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十三日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

東京都目黒区東山二丁目六番五号

ホー マット オーキッド二〇一

被相続人 亡 高橋彌次右衛門

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十三日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

東京都目黒区東山二丁目六番五号

ホー マット オーキッド二〇一

被相続人 亡 高橋彌次右衛門

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十三日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

東京都目黒区東山二丁目六番五号

ホー マット オーキッド二〇一

被相続人 亡 高橋彌次右衛門

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十三日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

東京都目黒区東山二丁目六番五号

ホー マット オーキッド二〇一

被相続人 亡 高橋彌次右衛門

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十三日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

東京都目黒区東山二丁目六番五号

ホー マット オーキッド二〇一

被相続人 亡 高橋彌次右衛門

右被相続人は令和七年十月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十三日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

限定承認公告

本籍大阪府大阪市旭区大宮一丁目一九番地、最後の住所大阪府大阪市旭区森小路一丁目一四番一号
右被相続人は令和八年五月四日死亡し、その相続人は令和八年七月二十二日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

京都府京都市左京区吉田上阿達町二六番地

限定承認者 中村みよ子

本籍神戸市兵庫区松原通三丁目三番地一、最後の住所大阪府西成区梅南一丁目二番二六九一〇号

被相続人 亡 中西 一晴

右被相続人は令和八年七月二十一日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

京都府京都市左京区吉田上阿達町二六番地

限定承認者 中村みよ子

本籍神戸市兵庫区松原通三丁目三番地一、最後の住所大阪府西成区梅南一丁目二番二六九一〇号

被相続人 亡 中西 一晴

右被相続人は令和八年七月二十一日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

京都府京都市左京区吉田上阿達町二六番地

限定承認者 中村みよ子

本籍神戸市兵庫区松原通三丁目三番地一、最後の住所大阪府西成区梅南一丁目二番二六九一〇号

被相続人 亡 中西 一晴

右被相続人は令和八年七月二十一日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

京都府京都市左京区吉田上阿達町二六番地

限定承認者 中村みよ子

本籍神戸市兵庫区松原通三丁目三番地一、最後の住所大阪府西成区梅南一丁目二番二六九一〇号

被相続人 亡 中西 一晴

右被相続人は令和八年七月二十一日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

京都府京都市左京区吉田上阿達町二六番地

限定承認者 中村みよ子

本籍神戸市兵庫区松原通三丁目三番地一、最後の住所大阪府西成区梅南一丁目二番二六九一〇号

被相続人 亡 中西 一晴

右被相続人は令和八年七月二十一日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

京都府京都市左京区吉田上阿達町二六番地

限定承認者 中村みよ子

本籍神戸市兵庫区松原通三丁目三番地一、最後の住所大阪府西成区梅南一丁目二番二六九一〇号

被相続人 亡 中西 一晴

右被相続人は令和八年七月二十一日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

京都府京都市左京区吉田上阿達町二六番地

限定承認者 中村みよ子

本籍神戸市兵庫区松原通三丁目三番地一、最後の住所大阪府西成区梅南一丁目二番二六九一〇号

被相続人 亡 中西 一晴

右被相続人は令和八年七月二十一日大阪家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月三日

京都府京都市左京区吉田上阿達町二六番地

限定承認者 中村みよ子

本籍神戸市兵庫区松原通三丁目三番地一、最後の住所大阪府西成区梅南一丁目二番二六九一〇号

被相続人 亡 中西 一晴

正 誤

ページ 行 誤 正

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）公布

財務省令第十九号（消費税法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二七三 一三 第五条第一項

第五条第一項第二号の改正規定

中二場合を二に輸出した場合に改め、同項